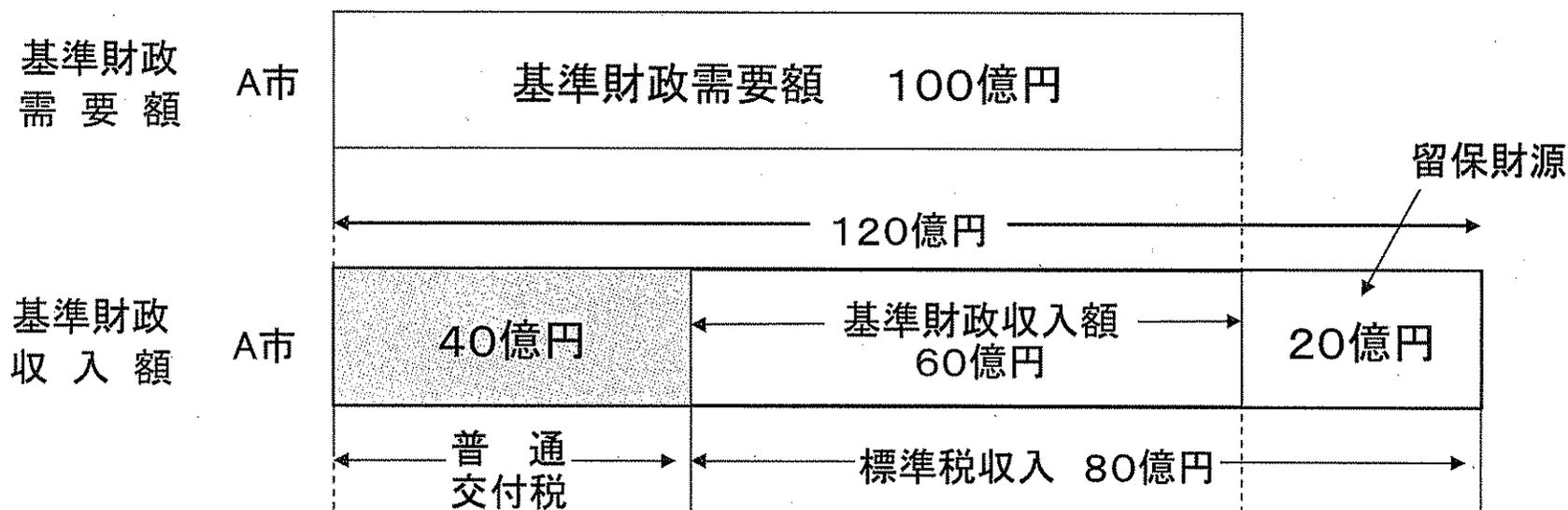


## 地方交付税制度との関係

### ◆地方交付税とは

- 国税五税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。
- 総額：所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%
- 普通交付税：交付税総額の94%、特別交付税：交付税総額の6%

### ◆普通交付税の仕組み



くふるさとに当たる地方団体が受領した寄附金と、住所地において控除される住民税の交付税上の取扱い＞

□ 現行の住民税の所得控除の対象となっている寄附金についての交付税上の取扱い

- 寄附受領団体においては、基準財政収入額に、当該寄附金は算入されない。  
→ 寄附金を受けた分、交付税が減少することはなく、寄附金額全額が収入増となる。
- 住所地の地方団体においては、基準財政収入額が、住民税の減少分の75%分減少する。  
→ 交付団体については、住民税の減少分のうち75%分は、交付税が増加することにより、補われる。残りの25%分は、当該団体の収入減となる。

□ 今回制度化を検討しているふるさと納税に係る寄附金を受領した地方団体と寄附者の住所地に当たる地方団体における交付税上の扱い